

☆河内町定住促進事業☆

河内町で住宅を取得した場合には

最大 **80万円** を補助します！



補助金額

河内町に家を建ててみませんか？

基本額

30万円
or
20万円

新築・中古住宅を購入した場合

※新築 30万円 中古 20万円

特例加算額

基本額と
合わせて
最大
50万円
まで

加算
条件

- ①空き家制度の登録物件を取得した場合 10万円
- ②申請者若しくはその配偶者が45歳未満の場合 10万円
- ③申請日において中学生以下の子がいる場合 10万円
- ④世帯員が2名以上の場合 10万円
- ⑤住宅建築若しくは改修の一部を町内業者に依頼した場合 10万円
- ⑥1年以上町内の借家に居住していた後の取得 10万円
- ⑦町内で事業を営む場合または勤務先が町内である場合 10万円
- ⑧金融機関より融資を受けて新築・改修をする場合 10万円
- ⑨成田国際空港の防音工事対象エリア内に取得 10万円

さらに

町外から転入してきた場合！

特別加算

プラス
30万円

他の市区町村の住民基本台帳（以下「住基」という。）から河内町の住基に記載された者をいい、転入前5年間に一度も河内町の住基に記載がないこと。

対象となる住宅

- 1)申請者自らが居住している住宅であること
- 2)玄関・台所・トイレ・浴室を備えた40㎡以上の居宅であること
- 3)新築住宅については取得費用が1000万円以上、中古住宅については300万円以上のものであること
- 4)取得した住宅が申請者名義で登記されていること
- 5)3親等以内の親族から譲り受けた住宅でないこと

※ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

対象者の条件

- 1)河内町の住民基本台帳に記載されていること
- 2)住宅の所有者であること
- 3)町税等に滞納がないこと
- 4)過去にこの補助金を受けていないこと
- 5)世帯員に暴力団員がいないこと(本人申出)



茨城県河内町
Kawachi Town

【お問い合わせ先】茨城県稲敷郡河内町源清田 1183
河内町生活環境課 Tel0297-84-2111(代)
kankyoutown.ibaraki-kawachi.lg.jp